

## 豊島区施設系・居住系介護サービス事業者支援事業補助金交付要綱

〔 令和 6 年 3 月 2 9 日 〕  
保健福祉部長決定  
制定令和 6 年 3 月 2 9 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護人材の不足や施設の老朽化等への対応のために、一時的に収益が悪化している施設系・居住系介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において緊急的な支援を行うことで、施設系・居住系介護サービスの安定的な提供体制を確保することを目的とする。

### (補助事業)

第 2 条 施設系・居住系介護サービス事業者支援事業補助金(以下、「補助金」)は、下記の各事業に対し交付する。

#### (1) 介護従事者確保促進事業

- ① I C T 導入・改善
- ② 介護ロボット導入
- ③ 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進
- ④ 介護職員長期定着促進
- ⑤ 介護人材採用活動促進

#### (2) 施設利用者の安全性強化のための施設改修事業

- ① 耐震改修等の施設の大規模修繕
- ② 災害時の機能維持を目的とした設備整備

### (補助対象者)

第 3 条 補助金は、区内の下記の施設及びサービスにおける前条の事業を対象とし、同施設およびサービスを運営するものに交付する。

#### (1) 介護従事者確保促進事業

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

#### (2) 施設利用者の安全性強化のための施設改修事業

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

### (補助対象経費および補助額)

第 4 条 補助の対象経費および補助額は別表 1 のとおりとする。ただし、他の補助金及び

助成金を受ける経費は、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、区が定める期間に、補助金交付申請書（第1号様式）および補助金事業項目別説明書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。区長は申請内容により、申請者に追加の資料の提出を求めることができるものとする。

(審査)

第6条 区長は前条の申請について、別表2の評価項目により審査し、予算の範囲内で補助金交付の可否及び金額を決定する。

(交付決定)

第7条 区長は前条の決定について、別記1のほか必要な条件を付して補助金可否決定通知書（第4号様式）により、補助申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者が、当該決定に係る補助事業の内容を変更、中止、廃止しようとするときは、補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金交付事業の変更又は中止若しくは廃止の可否について、補助金交付事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、補助決定事業者に通知するものとする。

(調査等)

第10条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助決定事業者に対し、当該補助事業の執行に関する報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第11条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第8号様式)により、補助決定事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定事業者は、通知日から2週間以内に、補助金請求書(第9号様式)により、区長に補助金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第14条 区長は、補助対象事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 区長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

2 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金等)

第16条 前条の規定により区長が補助金の返還を命じたときの違約加算金及び延滞金の金額や納付方法等、この要綱に定めのないところは、豊島区補助金交付規則(昭和61年豊島区規則第59号)によるものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

## (1) 介護従事者確保促進事業

事業項目	対象経費	補助率	補助上限額
ICT 導入・改善	介護業務効率化による職員負担の軽減を目的とした ・介護ソフト購入費 ・通信環境整備費 ・運用経費（クラウド利用料等 *但し、申請年度利用分に限り）	10/10	(2)施設利用者の安全性強化のための施設改修事業の補助額と合わせ、 利用定員数（ショートステイの利用定員を含む）×6万円を補助の上限とする
介護ロボット導入	厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボットの導入経費（リース等の場合は、申請年度分に限り）		
介護分野での就労未経験者の就労・定着促進	未経験者採用促進のための、研修費や資格取得助成経費		
介護職員長期定着促進	職員相談窓口設置経費、他施設職員との交流事業経費、有資格者再就職のための研修等経費		
介護人材採用活動促進	新規採用に向けた ・パンフレットやホームページ、PR動画、看板等の作成経費 ・就職説明会や採用活動経費 ・人材紹介経費		

## (2) 施設利用者の安全性強化のための施設改修事業

事業項目	対象経費	補助率	補助上限額
耐震改修等の施設の大規模修繕	利用者の安全強化のための耐震改修や施設機能の改善経費	10/10	500万円を上限とする
災害時の機能維持を目的とした設備整備	非常用の自家発電設備、給水設備等の設置・改修工事費等		

\* (1)、(2)とも、事業者が寄附金を得ている場合は、対象経費から寄附金額を除く。

また、対象経費は、申請年度にかかる費用分のみを対象とする。

\* (2)の対象経費には、併設する地域密着型サービスの施設にかかる経費を含む。

別表2

補助金申請評価項目

事業の必要性、緊急性
事業の実現に向けた取組み
事業により見込まれる効果
事業実施後の対応
そのほか区長が必要と認めるもの

## 施設系・居住系介護サービス事業者支援事業補助金交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度内に補助事業を完了させなければならない。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊島区に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）に準じて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに区長に報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を豊島区に返還しなければならない。
- (9) 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取

得し、又は効用の増加した30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約については、区の助成を受けて行う事業であることに留意し、競争に付するよう努めるものとする。